

令和5年定例第2回市議会会議録(第1日)

令和5年6月1日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	村越公貞
副市長	三重野直美	秘書広報課長	久保井千代
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
監査委員	河野信祐	福祉課長兼福祉事務所副所長	松尾郁代
総務部長	西山俊英	学校教育課長	末吉建
保健福祉部長兼福祉事務所長	盛田勝徳	環境衛生課長	宮崎眞一
市民部長兼市民課長	松尾和久	農林水産課長	坂本生治
環境経済部長	木村勝幸	商工観光課長	猿本邦博
建設都市部長	松尾武喜	上下水道課長	前原俊也
教育部長	藤吉裕治	企画振興課長補佐兼ワンヘルス総合推進室長	渡邊満昭
消防長	北嶋俊治	企画振興課企画係長	坂田隼一
総務課長	平川貞雄	企画振興課情報化推進係長	古賀悦子
財政課長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について

- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- (8) 報告第2号 令和4年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (9) 報告第3号 令和4年度みやま市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- (10) 報告第4号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- (11) 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）
- (12) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (13) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第1号））
- (14) 議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第39号 財産の無償譲渡について
- (18) 議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）

（追加日程）

- (1) 総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告書について

午前9時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから令和5年定例第2回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番村上義徳君におかれましては、会期中、質疑及び一般質問の再質問を着席のまま発言すること、また、起立採決を挙手で行うことを許可しておりますので、皆さん方に

は御承知おきお願いしたいと思ひます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長お願いいたします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和5年定例第2回市議会の運営につきまして、5月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず第1に、本会議に付議されました案件は、請願2件、報告4件、承認3件、議案5件及び特別委員会報告書1件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日6月1日から6月21日までの21日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願ひ申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

請願第1号及び請願第2号につきましては、総務常任委員会に付託といたします。

次の承認第2号から承認第4号までの3件及び特別委員会報告書の1件につきましては、即決といたします。

議案第36号及び議案第38号並びに議案第39号の3件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第37号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第40号につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの21日間と決定をいたしま

した。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、10番荒巻隆伸君、11番瀬口健君、両名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

一発目で緊張しております。では、監査報告を申し上げます。

例月出納検査の結果報告をいたしたいと思えます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況であります。

現金の出納及び保管につきまして、令和5年1月分から3月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

また、4月の検査の際に現金の管理について現地での聞き取りを行いました。

みやま市の歳計現金につきましては、その多くは金融機関に預金して管理されておりますが、釣銭等として利用するために一部を現金として必要部署に配分されております。

昨年度から高田・山川両支所における福岡銀行派出の廃止等により増額されたこともありまして、現金の管理・保管状況の検査をいたしました。

その結果、現金保管庫の鍵の取扱いが、管理者以外でも取り扱えるような運用をなされておりました。これにつきましては、今後見直しを検討されるよう指導いたしております。

以上、報告を終わります。

日程第4 請願付託の報告について

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願書について、紹介議員の説明を求めてまいります。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

おはようございます。紹介議員の14番中島です。

請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願につきまして、その趣旨及び内容を御説明いたします。

みやま市では第2次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略により持続可能なまちづくりを目指しています。このような中、福岡県では閉学する保健医療経営大学の跡地に全国初となるワンヘルスセンターを整備することが決定されました。

ほかに類を見ない人と動物、環境の各分野に関する調査、研究を一体的に行うワンヘルスセンターが整備されることは、このみやまの地が国内だけではなく、世界におけるワンヘルスの推進に大きく貢献できるものであります。

また、民間や大学との技術提携や共同研究、国内外の研究者の来訪、子供たちの社会科見学など、みやま市の交流人口の増加や地域経済の活性化、消費拡大につながっていくことが見込まれ、市発展の大きな礎となり得るものとして大いに期待されるものです。

つきましては、ワンヘルスセンターの整備に係るみやま市で関与する工事、建物等維持管理、備品器具等納品などの見積発注案件について、地元商工業者の参加、算入をお願いすること。

これまでの誘致の経過を尊重し、福岡県によるワンヘルスセンター整備を円滑に進めること。

みやま市政の発展のために、ワンヘルスによる政策議論を推進すること。

ワンヘルスセンターの整備による交流人口の増加と観光地域づくりを推進すること。

以上の4点につきまして、請願の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

請願第5号は総務常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書につ

いて、紹介議員の説明を求めてまいります。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）（登壇）

改めましておはようございます。9番上津原でございます。

今回、請願を提出しました。内容については、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願でございます。

請願の理由については、地方財政計画については、国の施策に伴い必要となる地方の歳出に対し、自治体が標準的な行政水準を確保するための財源を保障したものであります。そのため、政府が毎年1月に公表する地方財政計画の財政規模は、毎年度の自治体予算編成の指針となっている状況であります。地方自治体にとりまして、安定的な行政財政運営を行うためにも、地方財政計画における適切な額の確保が必要不可欠であります。

政府予算・地方財政全体の予算スケジュールについては、6月頃、政府がまとめる経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針で来年度予算の基本方針が定められるというふうになっています。この時期に照準を合わせ、地方議会から地方財政と社会保障の重要性を発信し、政府・国会に意見反映を強める必要があるというふうに考えております。

地方交付税は、教育や社会保障など必要不可欠な行政サービスを地方税収の規模に関わらず、住民に公平に保障するため、国が国税の一定割合を財源に、地方税収の不足する道府県、市町村に配分するものであります。自治体の安定的な財政運営を行うため、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが大変重要というふうに思っております。

安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービスの水準を守っていくため、2024年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要がありますので、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請するものであります。

今定例会において皆様の賛同を得ながら、意見書を提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

請願第6号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案の一括上程を行います。

報告第1号から第4号までの4件、承認第2号から第4号までの3件、議案第36号から第40号までの5件を一括議題といたします。

日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 市長の提案理由説明を行ってまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。本日、ここに令和5年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）までの12件でございます。

内訳といたしましては、令和4年度一般会計における継続費、繰越明許費などの繰越計算書の報告案件が4件、また承認案件3件につきましては、税条例等の改正のほか、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための経費について、迅速に支援する必要があることから、専決処分をいたしております。

議案の5件につきましては、手数料条例等の一部改正をはじめとする条例改正のほか、財産の無償譲渡について、また、令和5年度一般会計の補正予算について御提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

日程第7 報告第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様おはようございます。報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、統合小学校建設事業における継続費の年割額に基づいて、別紙、継続費繰越計算

書のとおり令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

統合小学校建設事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年事業で、令和4年度の決算見込みに応じて残額を調整し、令和5年度へ繰り越すものでございます。また、その財源につきましても説明いたしております。

以上、報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 令和4年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第8 報告第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第2号 令和4年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

報告第2号 令和4年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度の補正予算で議決いただきました繰越明許費補正に基づき、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策など、国の補正予算に伴い追加いたしました事業や道路及び林道の災害復旧事業、また、計画に関する諸条件等で年度内に完成することができなかった事業など、全20件の繰越明許費につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、本年度に繰り越して執行するものでございます。また、その財源につきましても事業ごとに説明いたしております。

以上、報告第2号 令和4年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 令和4年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第9 報告第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 報告第3号 令和4年度みやま市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。引き続き、西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

報告第3号 令和4年度みやま市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

本件は、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終えることができなかった公共土木施設補助災害復旧事業について、事故繰越しをすることにつきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用する、第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

令和3年災であります、瀬高町本吉地区道路災害復旧工事において、令和3年度繰越事業として令和4年度に工事を実施する予定でしたが、同地区において別工事箇所災害復旧工事が完了しないと、工事経路の確保ができず、工期の延長が必要となったため、事故繰越しを行うものでございます。また、その財源につきましても説明いたしております。

以上、報告第3号 令和4年度みやま市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 令和4年度みやま市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第10 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 報告第4号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について説明を求めてまいります。前原上下水道課長。

○上下水道課長（前原俊也君）（登壇）

改めましておはようございます。報告第4号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙、建設改良費繰越計算書のとおり令和5年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

令和4年度の下水道事業会計で予定しておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、他工事の調整によるものが1件、未契約によるものが1件でございます。

内容としましては、まず、公共下水道管渠布設工事（3工区）については、下水道管の布設工事を予定しておりましたが、先行して行われた他工事との調整に時間を要し、年度内の完成が難しくなったものでございます。

次の公共下水道管渠布設工事につきましては、地元協議に時間を要し入札準備期間が取れなかったため、年度内の入札を断念し、未契約となったものでございます。

以上、報告第4号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第11 承認第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めます。松尾市民部長兼市民課長お願いします。

○市民部長兼市民課長（松尾和久君）（登壇）

皆様おはようございます。承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、軽自動車税の環境性能割は燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を9か月間延長し、令和5年末まで据え置くこととするものでございます。

次に、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律において、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、一定の要件に該当するものを特定小型原動機付自転車として車両区分を新たに創設するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定）については、承認することと決定をいたしました。

日程第12 承認第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について提案理由の説明を求めます。引き続き、松尾市民部長兼市民課長をお願いします。

○市民部長兼市民課長（松尾和久君）（登壇）

承認第3号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、国民健康保険税の課税限度額につきまして、後期高齢者支援金等課税額においては200千円から220千円に改正するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）については、承認することと決定をいたしました。

日程第13 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第1号））について提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための経費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第4号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ

れ52,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,025,697千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書は6ページをお願いいたします。

15款2項2目の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金50,000千円及び事務費補助金2,697千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものにつきまして御説明いたします。予算書7ページをお願いいたします。

3款2項2目、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律50千円を支給するもので、12節の電算システム改修委託料1,980千円などの事務費のほか、18節の子育て世帯生活支援特別給付金50,000千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第4号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第1号））は、承認することと決定をいたしました。

日程第14 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、公文書等の複写の際に徴収しております手数料及び行政文書の情報公開請求の際の写しを交付する費用などに関する枚数の定義を明確にするため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、複写や写しの交付の際に、現行の条例においては、例えば、白黒A3以下の場合では1枚10円といたしておりますが、この枚数のカウントが片面であるのか、両面であるのかの別が明確でなかったため、枚数の定義を1枚片面10円とするものでございます。このほか、用紙区分につきましても、併せて所要の改正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。盛田保健福祉部長兼福祉事務所長お願いします。

○保健福祉部長兼福祉事務所長（盛田勝徳君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子育て世代の経済的な負担を軽減することにより、疾病の早期発見と治療を促進するため、これまでは15歳に達する日以後の最初の3月31日までとしておりました子ども医療費の支給対象年齢の上限を、令和5年10月1日より、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充するものでございます。

また、これまで就学時に医療証の更新手続きをお願いしておりましたが、今後は更新手続きを廃止し、保護者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。北嶋消防長お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されましたこと及び喫煙等に関する標識設置における健康増進法との法令の重複に対応するため、みやま市火災予防条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしまして、まず対象火気省令の一部改正につきましては、電気自動車に使用する急速充電設備の充電対象の拡充や出力上限の撤廃、またそれらに関する所要の規定の整備等を行うものでございます。

2つ目に、平成30年7月の健康増進法の改正により受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等につきましては、一定の場所を除き喫煙が禁止されますと同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となっております。また、条例におきましても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となっている状況に対応するため、条例第23条に定めます指定場所における喫煙の制限に係る規定について改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第17 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第39号 財産の無償譲渡について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第39号 財産の無償譲渡について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、保健医療経営大学跡の土地及び建物等を無償で譲渡することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

無償譲渡します財産は、まず土地につきましては、みやま市瀬高町高柳字宮手960番3外2筆の土地100,413.74平方メートル、次に建物等につきましては、みやま市瀬高町高柳字宮手960番4外1筆に所在します校舎、食堂等で、総床面積は7,566.98平方メートルであります。

無償譲渡の目的は、市が誘致を進める福岡県保健環境研究所等で構成されるワンヘルスセンターの整備や、ワンヘルスに関する事業の用に供するため、財産を無償で譲渡するもので、契約の相手方は福岡県であります。

別添資料としまして、譲渡する財産明細及び保健医療経営大学跡地の位置図と配置図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議案外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

本件に関しましては通告がっておりますので、発言を許可いたします。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

おはようございます。6番末吉です。議案第39号に関する質疑なんですけど、当該議案は市が誘致を進める福岡県保健環境研究所で構成されるワンヘルスセンターに係る土地について、市が保健医療経営大学跡地を、市の所有ですけど、無償で県に譲渡される議案であります。

県の機関が当みやま市に立地することは喜ばしいことであるというふうに私も思いますが、県のこれまでの説明では、全敷地の約4割、4ヘクタールが未計画という説明がっております。未計画の土地を含み、県に市民の財産、土地を無償で譲渡することはいかがなものかと思うが、5月10日、そして5月22日の全員協議会でみやま市からの譲渡物件の活用に関する県との協定書案、この中で3つの骨子があって、福岡県は譲渡物件を最大限活用してワンヘルスセンターを整備するほか、ワンヘルスに関する事業を実施すると、福岡県はワンヘルスについて学び、体験できる設備や国内外の研究所が集う設備を整備することによりみやま市の発展に寄与する、3、みやま市は福岡県が行うワンヘルスセンターを実践拠点としたワンヘルスの推進に協力するという案、これはまだ、ここにも書いてありますけど、案のため、文言に変更が生じることがあるということで、協議している内容の説明をしていただきました。

4ヘクタールについては、非常に疑念があるというようなことで、2回の全協の中で、臨時全協ということで執行部のほうも苦勞されて、これはあくまでもまだ案で協議中ということを前提に私は言うておりますけど、こういうような前向きな話があります。

そこで、この3つの骨子案を中心としたことについて、市長のほうのもう少しの説明をしていただきたいと思いますって質疑しております。お願いします、市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員の御質問にお答えいたします。

今議会において、財産の無償譲渡についての議案の承認をいただきましたならば、譲渡物件を有効活用し、ワンヘルスを推進するため、福岡県とみやま市が緊密に連携し、協力することを目的とする協定書を結ぶ予定といたしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと今、市長の答弁は末吉議員の通告してある質問に対するあれがちょっと合致しとらんようですね。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

協定内容につきましては、ワンヘルス推進のため、譲渡物件を最大限活用することなど、内容を今協議しているところでございますので、これからまた御承認いただきましたら、そのことも含めてしっかり最大限活用していただくということを協議してまいりたいと考えております。（「お答えが正確というか、答弁になっていないような気がするんです。どういうことかという、そういうふうな骨子を全協の中で説明しているから、市長答弁でもうちょっとかみ砕いて話をしてくださいということを行っているんです。1つだけは最大限ワンヘルスに関する事業を実施するというようなことを入れるということだけであって、質疑に対しての説明があっていないような気がしますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

末吉議員、再度、同じような質問になろうけれども、もう一回質問をして……（発言する者あり）いえ、大丈夫です、それは認めますので。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

あくまでも、これは今から結ぶ協定案ということでの説明で5月22日の全協では聞いております。だから、そのために文言の変更があるということはちゃんと書いてあるから、私も承知しているんですけど、この3つについて、もう少し市長の声で市民に対して、私の質疑でお答えしていただきたいという趣旨で今質疑しているんですけど、何かまだ理解できないんですけど、私が理解力がないのか知らないけど、もう一回質疑に対する答弁をしていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長、末吉議員が再度質問をやってもらいよるけど、さっき答弁していただいた、一番最初からもう一回してみてくださいんですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今議会において財産の無償譲渡についての議案を御承認いただきましたならば、譲渡物件を有効活用し、ワンヘルスを推進するため、福岡県とみやま市が緊密に連携をし、協力をすることを目的とする協定書を結ぶ予定としております。

先ほど言われました案につきましての3件についても、まだ事務方のほうで協議等もこれからまた進めていくこととなりますので、その面についてはワンヘルス推進のため、福岡県と協議しながら、譲渡物件を最大限、4割の部分とかについても活用していただくことを内容として協議を今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと休憩を入れますか。ここで暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて、会議を再開してまいりたいと思います。

先ほど来、末吉議員の1問目の質問に対する答弁を市長からいただきながら、なかなかそれが、質問者からすれば違うんじゃないか、皆さんもそういった思いがあられたようでございますので、再度、末吉議員、1番目の質問に戻って質問を再開していただくというようなことをお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、よろしく申し上げます。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

最初から仕切り直しというような意味合いだろーと思いますが（「はい、そういうことでお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）、当該議案は、市が誘致を進める福岡県保健環境研究所で構成されるワンヘルスセンターに係る土地について、市が保健医療大学跡地（市所有）を無償で県に譲渡される議案であると認識しております。県の機関を誘致することは、私自身もすばらしいことじゃないかと思っております。

県のこれまでの説明では、全敷地の約4割、4ヘクタールが未計画として説明されてお

ます。未計画の土地を含み、県に市民の財産、土地を無償譲渡することはいかがなものかと思いますが、5月10日、5月22日の臨時全協を含めて、全員協議会でみやま市から譲渡物件の活用に関する県との協定書案、3つを骨子とする——3つというのは、もう一回読みますけど、福岡県は譲渡物件を最大限活用してワンヘルスセンターの整備をするほか、ワンヘルスに関する事業を実施する。福岡県はワンヘルスセンターに、ワンヘルスについて学び、体験できる設備や、国内外の研究者が集う設備を整備することにより、みやま市の地域発展に寄与する。みやま市は福岡県が行うワンヘルスセンターを実践拠点としたワンヘルスの推進に協力する。この骨子を22日に説明を受けたので、それについて執行部から説明があったこれについて市長の説明をいただきたい、これが質疑内容です。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんの御質問にお答えします。

本市としましては、未計画の土地を最大限に活用していただきたいと考えております。そのために、先ほど末吉議員の質問にあった協定書の3点の骨子をベースとして、県としっかり連携した協定書の締結に向け、最大限努力をしております。そして、これがみやま市の将来の発展につながるということを私も夢見ておりますし、ぜひとも実現したいと、皆様方のお力添えを賜りたいと思っております。

なお、議会の承認後に協定内容を協議するような発言をいたしました。皆様に御承認いただけるよう協議を進めておりますので、表現に誤りがございましたことを陳謝いたします。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

あくまでもまだみやま市が県に対してこういう考え方でやっていく、それは当然ながら、お互いネゴシエーションしてあると私も思います。そういう中の、ある程度の成果物じゃないかと思っておりますけど、それは執行部のほうもなかなか言えない部分があるかと思うので、それは私も理解はしております。

だけど、もうこれは仕切り直しの部分で、先ほど議決が終わってから考えますとかいうの

は市長考えて発言をしていかないと、議会との信頼、私としては信頼が崩れますよ。そこから辺十分注意してもらいたいと思います。

2番目の質疑に入ります。今、市長のほうから説明があったように、未計画の土地を含めて、県が一定の責任を持ち活用する担保が取れるとすれば、非常に全体の保健医療大学跡地が活性化していくということで、私もなかなかいいんじゃないかということで理解をしたいと思います。これは協定骨子の3番目にもありますけど、いわゆる県に頼るという他力本願ではなくて、みやま市としてもワンヘルスセンターを核としたいろんな都市計画、こういうものも当然ながら整備が必要になってくると私は個人的には思っておるんですけど、そういうことについてのトータル的な、ワンフレーズじゃなくて、トータル的な考え方、これをみやま市長、松嶋市長に質疑をします。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんのおっしゃる分について、みやま市としての地域の活力活性化についてですけども、お答えいたします。

本市は県のワンヘルスセンターの整備により大きな好機を迎えようとしております。人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るというワンヘルスの理念や考え方というのは、G7サミットで宣言されるなど、今や世界の潮流となっております。

ワンヘルスの取組はSDGsの17のゴールの多くとも関係し、環境保護、また健康づくり、安全な農林水産物の生産、そして地産地消、教育など、私たちの暮らしに直結する多くの施策に及ぶわけでございます。

私はこのワンヘルスセンターの整備を契機に、ワンヘルスの推進に全力で取り組み、その中でワンヘルス関連企業等の誘致や農業など地場産業の振興、資源循環のまちづくり、そして、大人になってもみやま市に住みたいと思うシビックプライドを醸成し、市民が誇りに思うワンヘルス先進地を目指してまいります。

特に、ワンヘルス教育につきましては、私は元教員でもございますので、本市の特色ある教育として、ワンヘルス教育にぜひとも力を入れてまいりたいと考えております。そのためにも、県としっかりと連携を取りながら、全国初になりますワンヘルスのまち・みやまにより地域活性化を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

3問目です。今ちょっと3問目に入る前に、私は都市計画等とか言いましたけど、いわゆるインフラの整備、こういうものもかなり必要になってくる部分がある。そこに全然さっきは触れられなかったですよ。これは非常にベースとして大事なことですよ。いろんなものを盛んにしようと言っても、インフラと都市計画、用途地域、その発言がなかったのも、そこはちょっと改めて答弁してもらいたいというのが1つです。3問目の1つです。

市長が答えられないならほかの方でもいいですよ。そこら辺を、特に近隣の方、また、みやま市民の方もどういう形で、どういうことでメリットがあるかなということをおられると思いますから、そこを話してもらいたいというのが3問目の①です。

②として、経済効果です。先ほどの話も経済効果的な部分がありますけど、これによって一番の経済効果、今まで過去を振り返ると、資料の中に定住が出てくるとかなんとかいろいろ、あるいは会計年度職員とか、これには法の制約があるわけですよ。必ずしもみやま市民だけを雇うわけにはいかないんだからですね。そういうことを考えながら、最大の経済効果、数値で出されないというようなことが全協の中でも話は聞いておるけん、それも理解はするけど、いやこういう経済効果があるよというものは、市長としてどう捉えてあるのか。最後の質疑は3番目の①と②経済効果、これについて質疑します。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員の質問にお答えします。

まず第1の都市計画等について、インフラ整備等どうなっているのかという御質問でございますけれども、本市はマスタープラン、そして総合計画等を、これから改編もしていくつもりで今進めておるところでございます。それにおきまして、ワンヘルスセンターが保健医療経営大学跡地に設置されるということで、その周辺整備等も含めて、また本市全体も含めて、そのマスタープランまた総合計画のほうにも着手し、インフラ整備等をしっかり進めてまいれるような準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の経済効果についてでございますけれども、保健環境研究所の建設や動物保健衛生

所、そして屋外ワンヘルス体験学習研究ゾーン等の整備は県の公共投資がなされます。また、施設運営費なども継続的に必要となることから、相応の経済効果につながると考えております。

さらに、現在の保健環境研究所と筑後家畜保健衛生所では、合わせて約100人の職員が勤務されておられますが、今後機能が追加される施設についても新たに取り組む調査、研究などによりさらに増員されるということが見込まれるということでもあります。

人流の増加に伴う直接的な効果として、交通機関の利用、また飲食、日用品の購入による消費活動など、地域経済への波及効果が見込まれると考えます。また、地域の活性化にもつながってまいります。

さらに、職員の皆様が本市への移住を考えていただけるような取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。加えて、県により整備されるワンヘルス体験ゾーンや屋外ワンヘルス体験学習研究ゾーンには、一般の方の見学や小・中学校の社会科見学、また修学旅行など、教育旅行の受け入れができるようになってまいると考えております。

また、全国初の施設となれば全国からの視察需要も増え、本市の観光資源と組み合わせることで交流人口の増加、また、消費活動の増加による経済効果を生み出してまいりたいと考えております。

加えて、子供たちが身近に研究機関として触れることができ、将来は研究者または獣医師となり、社会に貢献できる夢を与えることができると考えております。

また、先ほど申し上げましたように、ワンヘルス教育を強みとすることで、ワンヘルスについて学び、広い視野を持つことができる教育を受けるため、みやま市の学校に行かせたいと思っていただいて、子育ての世代の方々から本市を移住先として選んでいただけるまちづくりを進めることで人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

そして、ワンヘルスセンターは全国初、全国唯一の施設となりますので、共同研究を行う大学などの研究機関や、企業の関係者の方々の来訪が見込まれます。保健衛生・環境分野の企業や研究機関に対する誘致活動を強化するなど、本市への企業誘致をさらに進めてまいりたいと考えております。

私は議員の皆様と手を携え、本市にワンヘルスセンターができるメリットを新しいまちづくりの切り札として、みやま市の発展に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

以上のとおりでございます。

以上で末吉議員の通告に対する質疑が終わりました。

ほかに質疑があるというようなことで、関連だと思いますが、11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

今、末吉議員さんからの質問、いろいろあっておりますが、前回の全協の中で、まずこの議会に無償譲渡か、無償貸与かということで提案をされるということで、前回の全協の中でどちらをどうすればいいか、その判断をできる材料が欲しいということで今回まで来ておるわけですね。

それでお尋ねしますが、私は無償譲渡もやむなしと思っているんですけど、それに匹敵する、またはそれ以上の経済効果、みやま市へ与えられる利益はどういうものが想定されますかと、想定ということあまり使いたくないんですが、それは今、市長が将来の夢、じゃろじゃろ話ばかりしてあるわけですね。こういうことでこういうことになるでしょうと、こういうことじゃないでしょうか、皆さん御賛同をお願いします。しかし、私たちが言うのは今回判断をする材料が欲しいということで、前回の全協の中でも申し上げたと思いますが、もっと具体的な経済効果、みやま市へ利益を与えるような具体的なものは何かないでしょうかと、具体的に言えることを協議してくださいというような申入れをしておったんですが、今回はその件についてはどうですか。少しあったんですか、なかったんですか、まずお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

経済効果について、今現在で幾ら幾らという数値という（「そんなこと言いよらんでしょ。前も言ったじゃないですか、数値は焦って言うな。ずっとそいば言いよっですよ。数値を出せとは一言も言いよらん」と呼ぶ者あり）分かりました。

先ほども末吉議員さんの答弁で申し上げたと思いますが、やはり経済効果の部分では、いろんな研究者の方たちがおいでになる交通機関の利用とか、食品、日用品とかの購入、消費活動、また、その中で使う器具等とか、いろんな部分で市のほうでお買い求めいただく部分というのも増えてくると思いますし、もし、先ほども申し上げましたように研究者で

ございますので、ほとんど転勤がないというふうに向っております。そういう意味で、将来的にみやま市のほうに移住・定住等もしていただけるならば、当然住民税とか、そういう部分も含めて効果があると思います。また、いろんな研究機関との連携、また大学との連携で、いろんな方たちが本市にお見えになると。そういうことで人流効果が生まれ、また経済的な部分で、飲食等も併せて、またそういう部分で交通機関も併せて、経済効果はたくさん生まれてくると思いますし、それも併せて進めてまいりたい。

また、先ほども申し上げましたように子供たちの、例えばワンヘルスについての勉強とか、修学旅行の一つの策として、そういう方たちの来られることによる人流効果、また、それによってたくさんの人からみやま市の認知をいただけ、そして、みやま市がワンヘルスのまち・みやまであるということでの観光的な部分も、お出でいただければさらにみやま市として経済効果は見込まれるものと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

関連質問は1回までになっております。（発言する者あり）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質問なしと認めます。これで質疑は終わります。

先ほどの議案第39号は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ360,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,386,168千円といたしております。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、歳出予算と連動し、ため池等浚渫事業及び過疎対策事業の限度額をそれぞれ変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。予算書7ページからでございます。

15款2項1目のデジタル田園都市国家構想交付金10,000千円は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた国庫交付金で補助率2分の1でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援策・第1弾の経費に充てるため、206,905千円を計上いたしております。

次に、3目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金42,390千円は、ワクチン接種に係る費用に対する国庫補助金で、補助率10分の10でございます。

次に、予算書8ページ、16款 県支出金、2項2目の保育所等給食支援費補助金6,145千円は、保育所等の給食食材高騰に対する県補助金で、補助率2分の1でございます。

次に、4目の水田農業DX推進事業費補助金19,010千円は、水田農業におけるスマート農業機械導入に対する県補助金でございます。

次に、予算書飛びまして、11ページをお願いいたします。

21款5項4目 雑入は、宝くじの収益を財源とする自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金14,200千円等を追加いたしております。

次に、予算書12ページ、市債でございますが、歳出予算と連動し、ため池等浚渫事業債を15,000千円、過疎対策事業債を20,500千円追加いたしております。

続きまして、歳出予算の主なものを御説明いたします。予算書13ページからでございます。

2款1項6目のコミュニティ助成事業補助金13,800千円は、自治総合センターから内示のありました3地区分の助成金を追加いたしております。

次に、10目のデジタルを活用した情報発信業務委託料20,000千円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本市の伝統芸能、観光資源などのコンテンツを、メタバースやドローンなどのデジタル技術を用いて市内外へ情報発信するための業務委託料でございます。

次に、予算書14ページ、2款3項1目のマイナポイント受付等業務委託料2,595千円は、マイナポイント登録の申込期限が令和5年7月末から9月末に延長となったため、不足分を追加補正するものでございます。

続いて、15ページ、3款1項1目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費は、価格高騰における負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり30千円を給付するもので、事務経費のほか、予算書16ページの最上段となりますが、18節、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金138,000千円を計上いたしております。

また、次の物価高騰に伴う生活者支援事業費は、物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、みやま市の全世帯に対し、1世帯当たり3千円のデジタル地域通貨ポイントを給付するもので、スマホ相談会開催経費などの事務経費のほか、18節、生活者支援事業応援金43,800千円を計上いたしております。

続いて17ページ、3款2項2目の保育所等給食支援費補助金12,291千円は、保育施設における保護者の経済的負担軽減を図るため、給食の材料費高騰に対し補助するものでございます。

次に、予算書飛びまして19ページをお願いいたします。

4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費42,390千円は、ワクチン接種を行うための接種券発送やコールセンター業務などの経費を追加補正するものでございます。

次に、同ページ、最下段となります4目の地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業支援業務委託料1,350千円は、環境、社会、経済を循環する仕組みづくりに向け、環境に関する課題を見出し、解決する事業展開を描くための支援業務委託料でございます。

次に、予算書20ページ、6款1項3目の水田農業DX推進事業費補助金28,518千円は、様々なデジタルデータを活用した農業版DXにより、省力化や収量向上を支援するため、農業用機械導入に対し助成するもので、6件分を予算計上いたしております。

次に、5目の機械等借上料15,000千円は、水草の異常発生により、水門や水路等に支障を来しておるため、機械借上料を追加補正するものでございます。

続いて21ページ、6款3項1目の漁業経営継続支援事業費補助金2,100千円は、令和4年度のノリの不作により収入減少となった漁業者を支援するため、漁業経営収入保険料の一部を補助するもので、21名分を計上いたしております。

次に、予算書22ページをお願いいたします。

9款1項1目のコミュニティ助成事業補助金400千円は、みやま市幼少年防火委員会が購入する鼓笛隊セットに対し補助をするものでございます。

最後に、予算書23ページ、10款4項5目の駐車場屋根設置工事費11,000千円は、総合市民センター南口障がい者駐車場にカーポートを取り付け、利用者の利便性向上を図るもので、財源には過疎対策事業債を活用することとしております。

なお、全体の詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。歳出、2款1項10目、情報政策費に対する質疑が通告されております。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

補正予算でありますので、所管については委員会での質疑ということではありますが、所管外の分についてで、ちょっと教えていただきたいという思いで質疑をさせていただきます。

歳出であります。13ページ、2款1項10目、情報政策費の12節、委託料で20,000千円が上がっております。事業名でいけば情報化推進費、主な内容でデジタルを活用した情報発信業務委託料での、この分での委託先は今後決定されるのかなということでお聞きしたいというふうに思います。また、これの情報発信でありますけれども、これは通年というか、ずっと今後も継続してやるのか、それとも一定程度の期限を設けてやるのか。なぜかといえば、これは先ほど来説明の中でメタバース等があったということでもありますけれども、今年の1月20日、幸若舞でもこれの取組があったというふうに思っております。これを取り組むというのは、みやま市のアピール度についてはかなり評判がよかったというような話も伺っておりますので、こういった事業もぜひとも取り組んでいって、みやま市のアピールにつなげていくような手法になるのではないかなということを感じています。

それで、これの業者ですね、これも専門的な業者があるというふうに思いますので、そこら辺について検討等含めて今後の課題でもあるかなというふうに思いますので、何か分かることがあれば教えていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、委託先についてでございますが、本議会において予算を御承認いただいた後に公募型プロポーザル方式において幅広く事業者のほうを募集して、今後決定する予定としております。

この事業をいつまでやるかということでございますが、本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用した3か年の事業というふうになっております。しかし、昨年もメタバースを活用して幸若舞のほうを国内、また世界に発信をしてきたところでございます。この交付金を活用して、まず3か年でその情報を発信する土台のほうをつくっていききたいと。まず1年目については委託業者を中心に情報の発信事業、また情報を発信する環境の整備、また人材の育成のほうをやっていくと。それで2年目、3年目以降についてもあまりお金をかけずに継続してこういった事業がやれるような体制を、この交付金を使って事業をつくっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

事業の内容については、中身のいわゆる何といいますか、もっともっといろんな活用といいますか、いろんな情報も今後中に盛り込んで、それも含めたメタバースの発信ということでの考えで、広く発信したいという事業になるということで理解してよかですか。そういったことですね。

○議長（牛嶋利三君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

昨年は実証でメタバースというものを使って、幸若舞のPR活動を行ってまいりました。メタバースだけではなくて、デジタル技術を活用したドローンの活用であったりとか、デジタルの動画を活用した本市のPRとか、そういうふうにもっと枠を大きく、デジタルという枠組みでいろんな事業に展開できるような、今年は下地づくりを行うということで考えておりますので、今後も幅広くメタバースだけではなく、デジタルを活用した情報発信事業とい

うものを展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

大変素晴らしいことで、所感を述べるとすれば、今からもきっちりと学習しながら研さんを含めてやっていただきたいというふうに思います。

それで、今日までドローンを含めてかなり導入もされるということで、多分かなりあっているかなというふうに思います。あと、ドローンについては消防のほうでもそういった分もあったというふうに思います。なぜかといえば、私は観光資源の発掘もこういったところを含めてできるんじゃないかなと。そして、それをきっちりとアピールできる体制づくりのためにも、こういったことを活用しながら、資源の発掘等を含めてぜひとも進めていっていただき、市のきっちりとしたアピールにつなげていけるような事業展開をお願いしたいというふうに思います。これが、先ほど課長のほうから3年ということでありますけれども、今後、できるだけ継続をできるような環境をつくっていただきながら進めていっていただきたいというふうに思いますので、市長のそういった思いがあれば、ぜひともお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

上津原議員がおっしゃるように、いろんなデジタル技術を使って、みやま市の魅力を発信していきたいと思っております。どうぞまた御協力をお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして通告による質疑は終わりましたけれども、ほかに同じく情報政策費に対する質疑等があればお尋ねいただきたいと思いますが、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

お諮りいたします。総合市民センター建設工事調査特別委員会委員会調査報告書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定いたしました。

**追加日程第1 総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告書
について**

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告書についてを議題といたします。

それでは、委員長の報告を求めてまいります。荒巻総合市民センター建設工事調査特別委員会委員長お願いいたします。

○総合市民センター建設工事調査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

それでは、総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本調査特別委員会の調査の趣旨は、みやま市総合市民センター建設工事を通じ、市及び設計業者、施工業者それぞれの役割を再認識し、契約から竣工までの各種手続内容及び業務の遂行状況等を調査し、大型建設工事に対する市の事務事業について検証するものであります。

当特別委員会では、令和4年12月16日の第1回委員会から、令和5年5月22日の第7回委員会まで、7回にわたり慎重な調査を行いました。

特に、第3回から第5回の計3回の委員会においては、調査事項を5項目に絞り、集中的に調査を実施し、各項目に対する委員の意見と改善を求める事項について次のとおり取りま

とめました。

初めに、委員の主な意見について申し上げます。

①計画から完成までの流れとそれぞれの役割についてであります。

1つ、建築工事に関する専門的知識を有する職員がいなかったことから、設計及び施工に対するチェック機能が十分果たせていなかったのではないかと。

1つ、建築工事に対する基本設計と実施設計は別々の業者への委託がよりチェック機能を発揮できるのではないかと。

1つ、今回の総合市民センターの建設に当たっては設計者と施工監理者が同一であったことから、工事に対する施工監理が甘くなつたのではないかと。

1つ、竣工検査は工事の出来栄も検査基準に加え、また、不具合に対する手直しは、専門的知識を有する者の助言を踏まえ、適切な指導とその改善を確認した上で、完成確認とすべきではなかったかと。

1つ、工事を行う際、下請業者がそれぞれの専門業者であることを確認する必要があったのではないかと。

②総合市民センター建設工事の進捗と経過についてであります。

総合市民センターの工期の遅れについては、専門的知識を有する者の助言を伺う体制や所管委員会においても工事の工程会議資料等により、その経過を十分把握する必要があった。

③総合市民センター建設に伴う体制についてであります。

総合市民センター建設に当たって、雨漏り発生後に施設改善プロジェクトチームが設置されているが、このような大型事業では、建設当初から建築の専門家を入れたプロジェクトチームを設置していれば、不具合や竣工検査時の指摘事項も出なかったのではないかと。

④総合市民センター建設に関する設計についてであります。

1つ、公共工事の事業費は、地域に合った適正な単価で見積もりが行われているかなど基本的な内容を確認して発注したのか。

1つ、総合市民センターは障がいがある方に対し、駐車場の配置や屋内表示について十分な配慮が行われていない。計画段階から障がいがある方の当事者や、障がい者施設の関係者などの意見聴取をすべきではなかったか。また、設計段階あるいは建築が始まる段階でしっかりと障がいのある方への配慮が行われているか確認すべきではなかったか。

⑤雨漏り、インターロッキングの不具合についてであります。

1つ、竣工検査後のインターロッキングの不具合については、改修工事の手法等、専門家の意見を踏まえて取り組むべきではなかったか。

1つ、インターロッキングや雨漏り等の施設の不具合が生じているが、その対処方法について、建築工事の専門家への意見聴取や法的な対応について速やかに弁護士にも相談すべきではなかったか。

次に、改善を求める事項について申し上げます。

1. 大規模施設の建築に当たっては、基本設計の段階から完成検査に至るまで一貫した専門部署を構築するとともに、建築専門職員の確保、育成に努め、併せて専門機関への相談体制を確立すること。

2. 土木工事と同様に、建築工事についても、専門の技術者の育成に努め、一括発注及び分割発注のメリット、デメリットを視野に入れた発注になるよう、専門的な組織の構築を目指すこと。

3. 竣工検査については、専門的知見から出来栄を含めて厳格に行うこと。また、指摘を行った箇所についても厳格な最終確認を行うこと。

4. 工事の進捗等所管委員会に対する説明については、資料に基づき正確な説明を心がけること。

5. 公共事業の積算については、建築工事であっても、外部設計にのみ頼ることなく、組織内でも専門的知見を構築し、確認を行うこと。

6. 公共施設の建築に当たっては、計画の段階から利用者（障がいのある方等）の意見が十分に取り入れられる体制を構築すること。

7. インターロッキングの不具合については、覚書に基づく経過観察及び手直しの徹底を図ること。

8. 総合市民センター建設で見られた雨漏りやインターロッキング等の施工に対する不具合の事象に鑑み、弁護士に速やかに相談し、対応を図ること。

当委員会では、みやま市総合市民センターの建設工事に対する書類の提出及びその説明を求め調査を行った結果、以上のとおり取りまとめましたので、今後の行政事務の遂行に当たって意見が反映されるよう提言いたします。

以上、総合市民センター建設調査特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ちょっとここで、皆さんにお諮りいたしますけれども、御案内のとおり12時19分になっております。15分から議会の皆さんも当然ですが、市長はじめ職員さんも全員食事を召される時間になっておりますが、もうあんまり御協議いただく関係では、そう時間はかからんと思うけれども、引き続きよろしゅうございますでしょうか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、このまま続行してまいりたいと思います。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告書についてを採決いたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。したがって、総合市民センター建設工事調査特別委員会 委員会調査報告書については原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月2日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後0時21分 散会